

## 座間市告示第123号

座間市介護人材育成支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年9月29日

座間市長 遠藤 三紀夫

### 座間市介護人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「研修」という。）を修了した者に対し、当該研修に係る受講料について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「介護事業所等」とは、市内に存する介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、研修を修了した者のうち、第6条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）時に市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該研修修了後6月以内に介護事業所等に新たに就労した後、就労期間が6月を経過し、申請時に引き続き就労している者（介護事業所等が雇用契約を締結し、雇い入れた職員をいう。以下同じ。）
- (2) 当該研修修了時に既に介護事業所等に就労しており、その後、就労期間が6月を経過し、申請時に引き続き就労している者

2 前項の規定にかかわらず、申請時に納期の到来している市町村民税の滞納がある者については、補助金の対象から除くものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、研修受講料及びテキスト代（消費税を含む。）の合計額（以下「研修受講料」という。）の2分の1以内とし、3万円を限度とする。この場合において、他の機関

等から当該研修受講料について助成を受けているときは、当該助成を受けた額を控除した額を研修受講料とする。

2 前項の研修受講料の額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1人1回限りとする。

(交付の要望)

第5条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、座間市介護人材育成支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りでない。

(1) 介護職員初任者研修修了証明書の写し等研修を受講し、かつ、修了したことが確認できるもの

(2) 就労証明書（第2号様式）等介護事業所等の就労状況が確認できるもの

(3) 研修受講料の領収書及び他の機関等から当該研修の受講料について助成を受けているときは、当該助成の額が確認できるもの

(4) 税情報確認に対する同意書（第3号様式）

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請の期間は、申請者が第3条第1項に規定する補助対象者としての要件に該当した日から、翌月の末日（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）までとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(実績報告)

第7条 規則第18条第3項の規定により、補助事業等実績報告書等の提出を省略するものとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第8条 市長は、第6条第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を座間市介護人材育成支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者から座間市介護人材育成支援事業補助金交付請求書（第5号様式）が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前項に規定する補助金の交付は、口座振込により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全額を返還させるものとする。

(実施細目)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年9月1日から適用する。